

令和 7 年 11 月 20 日
長野県規則第 57 号

長野県宿泊税条例の施行期日を定める規則

長野県宿泊税条例（令和 7 年長野県条例第 23 号）の施行期日は、令和 8 年 6 月 1 日とする。